

タイトル	提出先	発信日
「知的財産推進計画 2021」に関する意見募集への意見提出	内閣府	2021 年 3 月

## 「知的財産推進計画 2021」の策定に向けた意見募集に対する意見

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、弊会の活動に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、知的財産戦略本部において、令和 3 年 2 月 2 日より開始の「知的財産推進計画 2021」の策定に向けた意見募集にあたり、弊会で検討致しました意見を申し上げさせていただきます。

つきましては、下記の通り意見を提出致しますので、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

### 差止請求権の在り方について

移動体通信規格に関する標準規格必須特許（SEP）について見られるように、完成品の中のごく一部に過ぎない機能について何万件、何十万件という特許が存在するような状況は現行の特許制度が本来想定していなかった事態と考えられる。そうした状況において、そのうち 1 件でも侵害があれば完成品を差し止めることができるというのは硬直的に過ぎ、むしろ産業の発達を阻害する恐れがあるものと考ええる。

産業への発達の寄与という特許法の立法趣旨に鑑みると、今日、権利侵害時の救済制度について見直すことが有用と考える。アップル VS サムソン事件で知財高裁が権利濫用を理由として差止請求権の制限を認めたことは大きな指針になるものの、予見可能性を高めるためにも特許法で差止請求権が認められる条件または認められない条件の明文化を検討することが必要と考える。

### 標準規格必須特許のライセンスの在り方について

IoT の普及・発展を促すためには、標準規格必須特許（SEP）のライセンスが抱える問題について早急な立法・行政による対策が必要である。すなわち、

サプライチェーンの上流・下流にこだわらず希望する SEP 実施者には消尽可能な完全なライセンスが与えられるべきこと（いわゆる「License to all」の考え方）

ロイヤルティ算定のベースとしては最終製品中の「最小販売特許実施単位」が用いられるべきこと

過重なロイヤルティの積み上げ（ロイヤルティスタック）を防ぐため当該標準全体でのロイヤルティ上限を設定する「トップダウンアプローチ」が用いられるべきこと

SEP の価値の評価にあたっては、標準技術という付加価値は考慮に入れず、一つの特許発明としての技術的価値

に基づいて評価されるべきこと

等につき、速やかに明確化されることを求めたい。

社会・消費者の利益という観点からも、ライセンスを希望するサプライチェーン上流の SEP 実施者（部品メーカー）へのライセンスを拒絶する行為は、上述 から 等のライセンスの在り方や当該 SEP 実施者自身の特許活用による費用削減や競争力強化等の企業努力の機会を当該 SEP 実施者から奪い、避けられたはずのコストを最終的に消費者に負わせることになりかねず消費者の利益も損なう恐れがあるものと考え、是正が必要と考える。